令和８年９月８日

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

受領委任の取扱いに係る療養費について、東海北陸厚生局及び岐阜県が共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復師施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当とすることを決定しましたのでお知らせします。

記

１　受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏　　名　吉見　政樹（よしみ　まさき）６５歳
施 術 所 名　ひまわり心接骨院
施術所所在地　岐阜県揖斐郡池田町池野 580－１　サンテラスノース
措 置 内 容　受領委任の取扱いの中止相当

※受領委任の取扱いの中止相当とは

本来、受領委任の取扱規程第２章 15 に規定する中止措置とすべきであるが、当該柔道整復師は、既に受領委任の施術所を廃止しており中止ができないため、中止と同等の措置（以後、原則として５年間は受領委任の取扱いを認めない。）を行うものである。

２　受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和８年９月 10 日
（当該柔道整復師は、以後、原則５年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

３　監査を行うに至った経緯

医療費通知を確認した患者から、当該施術所に通院していないにもかかわらず、療養費が請求されている旨の情報提供があったため、患者調査等を実施したところ、施術を受けていないと主張する期間に療養費が請求されていること、保険医療機関において入院に係る診療報酬が請求されている期間に療養費が請求されていること及び当該施術所が廃止した後に療養費が請求されていることが疑われたことから、当該柔道整復師に対して監査を実施することとした。

４　受領委任の取扱いの中止に至った主な事由

度重なる監査の通知を送付したにもかかわらず、当該柔道整復師は、正当な理由な

く監査を拒否し、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年５月 24 日付保発 0524 第２号厚生労働省保険局長通知　最終改正：令和８年６月１日保発 0601 第５号通知）の別添２「受領委任の取扱規程」第８章 41（指導・監査）及び 45（廃止後の取扱い）を遵守しなかった。

このことは、受領委任の取扱いの中止を定めた「受領委任の取扱規程」第２章 15（受領委任の取扱いの中止）に該当する。

５　監査拒否の状況

第１回（令和８年５月 22 日）、第２回（令和８年６月 24 日）及び第３回（令和８年７月６日）にそれぞれ監査を実施する旨の通知書を送付し、受け取りを確認したものの、いずれの監査日においても当該柔道整復師は正当な理由なく監査を欠席した。